

非常勤ホームヘルパー募集要項

1. 採用予定職種

非常勤ホームヘルパー（登録）

2. 仕事の内容

介護保険訪問介護・障害者総合支援法に基づく居宅介護・外出介護のホームヘルプ業務

3. 勤務条件

(1) 勤務地 原則として奈良市内

(2) 勤務時間 月曜日から土曜日の7:30~20:00の間で、1日8時間以内かつ週40時間以内

※勤務時間については、対応するケースにより希望どおりいかないこともあります。

(3) 休日 日曜日、年末年始（12月29日~1月3日）

ただし、月により第4日曜日は研修会を開催（午前中）

(4) 休暇 法定年次有給休暇あり

(5) 勤務形態 利用者宅へ直行直帰

(6) 給与

①ヘルパー業務に係る1時間当たりの賃金単価

時間帯	午前8時から 午後6時	午前8時まで または 午後6時以降
平日	1,100円	1,490円
祝日等	1,490円	2,020円

備考 平日 月曜日から土曜日、ただし「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除きます。

祝日等 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

②研修期間中（3ヶ月程度）は一律時給800円

③ヘルパー業務に係る派遣1回につき100円の派遣手当、300円の派遣旅費を支給

④本会が指示する研修等に出席した場合、1時間当たり800円、交通費300円を支給

(7) 社会保障

①労働者災害保険・活動保険 全員加入

②雇用保険 週の労働時間が20時間以上の人に適用

③厚生年金・健康保険 週の労働時間が30時間以上の人に適用

(8) 雇用期間 採用年月日～翌年3月31日（以降勤務状況が良好な方は更新あり）

4. 応募資格

- ・ 介護福祉士、ホームヘルパー1級、2級取得者、介護職員初任者研修課程修了者

※上記の資格を有しない人については、介護職員初任者研修課程修了のための受講費助成制度があります。制度の利用については、別途利用条件があります。下記までお問合せ下さい。

5. 選考方法

- ・ 書類選考
- ・ 面接
- ・ 研修（3ヶ月以内・賃金支給有り）

6. 選考日及び会場

- ・ 選考日 こちらから連絡します。
- ・ 会場 奈良市社会福祉協議会（奈良市杏町79番地の4）

7. 採用予定年月日

原則として毎月1日付での採用

8. 選考結果通知

面接後2・3日程度で電話にて通知

9. 応募方法

下記の書類を郵送か直接持参してください。（提出いただきました書類については奈良市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理いたします。）


- ・ 履歴書
- ・ 資格証明書（写し）
- ・ 活動可能時間票

10. 申込み・問い合わせ先

奈良市社会福祉協議会 生活支援課 在宅支援室 在宅支援係
電話：0742-93-3261（直通）

《活動希望届》

氏名 _____

①活動可能時間票 ※活動可能時間帯に  印を付けてください。

	月		火		水		木		金		土		移動手段 (該当に○)
	平日	祝日	平日	祝日	平日	祝日	平日	祝日	平日	祝日	平日	祝日	
7:00													徒歩 自転車 バイク 電車 バス その他 ()
8:00													
9:00													
10:00													
11:00													
12:00													
13:00													
14:00													
15:00													
16:00													
17:00													
18:00													
19:00													
20:00													

②収入希望額 ※希望する収入額の番号に○を付けてください。

	年間収入見込額	月間収入見込額	1回当たり1.5時間活動した場合 (1,750円)	
			月当たりの活動回数	週当たりの活動回数
①	130万円以上	108,000円以上	61回以上	15回以上
②	120万円	100,000円	57回	14回
③	100万円	83,000円	47回	11回
④	90万円	75,000円	42回	10回
⑤	80万円	66,000円	38回	9回
⑥	70万円	58,000円	33回	8回
⑦	60万円	50,000円	28回	7回
⑧	50万円以下	41,000円以下	23回以下	6回以下
	希望額 (円)	希望額 (円)	希望回数 (回)	希望回数 (回)

〈参考〉奈良市社会福祉協議会では時給1,100円・派遣手当100円・交通費300円(非課税)の支給を予定しています。1回当たりの活動時間は平均1.5時間程度であり、活動単価としては1,100円×1.5時間=1,650円+100円で1,750円になります。(交通費300円は非課税のため含まれていません)単純に100万円を稼ごうとした場合、100万円÷1,750円となり、年間571回の活動が必要になります。年間571回の活動をするためには、月当たり47回、週当たり10回の活動が必要になります。配偶者の扶養範囲内での活動を希望される場合は103万円以内(③程度)もしくは130万円以内(②程度)が限度となります。